

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る
農地転用について

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において、再生可能エネルギー発電設備を設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについて周知することとされたことを踏まえ、下記のとおり整理しましたので、御了知いただくとともに、貴管下市町村に対し周知するようお願いいたします。

記

1 再生可能エネルギー発電設備を農地又は非農地と判断された耕作放棄地に設置する場合の取扱いについて

(1) 農地に設置する場合

第2種農地又は第3種農地（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1の(1)のオ及びカの第2種農地又は第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。以下同じ。）において再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備をいう。以下同じ。）を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能である。なお、ここでいう再生可能エネルギー発電設備の附属施設には、送電用又は配電用の施設等の送電用電気工作物等が含まれる。

(2) 非農地と判断された耕作放棄地に設置する場合

耕作放棄地のうち、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）第2の2の規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため、当該土地に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、農地法の規定による農地転用許可は要しない。

ただし、当該土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内に存する場合には、農振法第13条第1項及び第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画（農振法第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。）を変更し、当該土地を農用地区域からあらかじめ除外しておくことが必要である。

2 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

農地の法面又は畦畔（以下「法面等」という。）は、作付けを行う田面又は畑面（以下「本地」という。）の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところである。

したがって、法面等への太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備をいう。）の設置に当たっては、農地法の規定による農地転用許可が必要となるが、当該法面等を一時的な利用に供する場合として以下に掲げる要件を全て満たすときには、一時転用の許可を行うことが可能である。

(1) 農地法第4条第2項第3号から第5号まで及び第5条第2項第3号から第6号までに掲げる場合に該当しないこと。

このうち、農地法第4条第2項第4号又は第5条第2項第4号に規定する「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれ」とは、設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の制限、土砂の流失等又は設置後の設備のメンテナンスによる営農への支障等である。なお、この場合、本地における営農条件を含めて判断すること。

(2) 当該法面等が農用地区域内に存する場合にあっては、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第10条第1項第1号イ及びロ又は第18条第1項第1号イ及びロに該当すること。

この場合において、農地法施行令第10条第1項第1号イ及び第18条第1項第1号イに規定する「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」については、法面等は本地の機能の維持等のために必要なものであることに鑑み、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に当該施設を設置することができないことをもって当該規定に該当することとする。

(3) 当該法面等が甲種農地（運用通知第2の1の(1)のウの甲種農地をいう。）又は第1種農地（運用通知第2の1の(1)のイの第1種農地をいう。）である場合にあっては、農地法施行令第10条第1項第1号イ又は第18条第1項第1号イに該当すること。

この場合においては、(2)と同様に判断するものとする。

(4) 当該法面等が第2種農地である場合にあっては、農地法第4条第2項第2号又は第5条第2項第2号に該当しないこと。

このうち、農地法第4条第2項第2号及び第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる」とは、法面等は本地の機能の維持等のために必要なものであることに鑑み、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に当該施設を設置することができないことをもって当該規定に該当しないこととする。

なお、法面等に係る農地転用のその他の取扱いについては、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）、運用通知及び「農地法に係る事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）によるものとする。